

財政制度等審議会建議に対する所見

社団法人国立大学協会（国大協）では、5月に要望書「『安心社会』実現に貢献する国立大学の振興に向けて」（別紙1）をまとめ、各方面に対して財政支援の充実を訴えてきた。

一方、財政制度等審議会（財政審）では、去る6月3日、「平成22年度予算編成の基本的考え方について」をとりまとめ、この中で大学予算、国立大学法人の運営費交付金の見直しについても言及した。

これを受けて、国大協では、6月15日に開催された総会において協議を行った。その結果、財政審建議に盛り込まれた内容については、真摯に受け止めて検討すべき点があるものの、その考え方の基調には受け入れがたいものがあり、また、誤解を招く記述も見られるという認識で一致した。

そこで、財政審建議の主な問題点を指摘し、改めて国大協の要望に関する理解を広く求めることとしたい。なお、医療をめぐる当該建議については、全国医学部長病院長会議などの見解に委ねることとしたい。

問題点1 「質」を高める投資の軽視

財政審は、信頼性をめぐって種々議論のある「世界大学ランキング」を主な根拠に、日本の大学に対する評価を貶めている。一方で、日本の高等教育に対する公財政支出が先進国中、最低水準であること（投資総額の対GDP比、学生一人当たり投資額、政府支出中のシェアいずれも該当）には触れていない。

以前、国大協として表明したとおり、乏しい投資水準に比して、日本の大学はむしろ健闘していると見るのが正当な評価である。少なくとも、費用対効果の面で、日本の大学運営が諸外国に比して非効率であるとする根拠は存在しない。

また、財政審は、国際比較の観点から、学生・教員数の比率に言及しているが、教員に対する支援人材の乏しさについて全く触れていない。私立大学との比較についても、国・私立大学がそれぞれ比重を置く課程・分野の違い等を考慮せずに教職員数の多寡を論じることは当を得ない。教育研究面の一層の成果を達成するためには、大学教育の「質」の指標として広く認知されている学生・教員数の比率を維持・改善しつつ、支援人材の質・量を確保することが必要である。

一律的な人件費削減を続けるばかりでは、国際競争から脱落することは免れない。大学教育の「質」の向上は、人的・物的投資の充実によっ
てはじめて達成されるという基本原則を忘れてはならない。

問題点2 健全な競争、「適切なルール」の軽視

教育の「質」の向上のためには、健全な大学間競争とともに、それを成り立たせる適切なルールが必要である。しかし、財政審は、一部の大学の経営状態や学生の学力に着目し、「大学数や各大学の入学定員を最適規模に抑える」ことを俄かに提唱している。成熟した知識基盤社会において、果たして政府が、自律性を備えた教育機関の「量」の適正規模を決定する権能を持ちえるのか。

政府に求められるのは、公の責任によって振興を図るべき対象範囲、規模を示し、必要

な投資を行うことであって、単に総量規制を復活することではない。グローバルな知識基盤社会・生涯学習社会に相応しい知的市民の層をいかに厚く形成していくかという基本理念に立って、制度を設計していくことが強く望まれる。

問題点3 競争的資金の偏重、安易な達成度評価の弊害の軽視

財政審は、基盤的経費である運営費交付金を削減し、競争的資金などで賄うことを求めている。しかし、競争的資金は、主として、特定分野での期限を限定したプロジェクト支援であり、基盤的な教育研究に資するものとは必ずしもならない。加えて、競争的資金の比重が増すにつれて、これを獲得するために必要な申請・評価対応のコストは著しく増大している。日本の大学における教育研究支援人材の不足も背景として、教員は教育研究活動に専心することが益々困難となってきている。

先進国の国公立大学については、いずれも基盤的経費が相応の比重を占めており、日本の国立大学のファンディング・システムは決して特別なものではない。政府には、基盤的経費と競争的資金からなるデュアル・サポートの均衡点を見出す努力こそが求められる。第二期中期目標・計画期間を前にする今、立ち止まって大学関係者の声に耳を傾けることを切に望みたい。

加えて、「客観的・定量的」な達成度評価を単純に是とする考え方は、高度・複雑な大学の教育研究活動の特質を踏まえないものと言わざるを得ない。「客観的・定量的」な指標は、教育研究活動の成果を一側面から描くものに過ぎず、安易に資源配分と結び付けようとするならば、その弊は大きい。

問題点4 教育の機会均等の軽視

財政審は、大学の機関数・学生数の量的規模が十分であるとする一方で、教育の機会均等をめぐる困難な状況については示していない。そして、個々の大学の「自己収入の確保」を求めると「授業料設定の多様化」に触れ、その引き上げを示唆している。

現下の経済情勢にあって、格差の固定化などが懸念されている。経済的理由によって大学進学・修学を断念する層の存在に目を向けない財政審の発想は、「教育安心社会」をめざす我が国の在り方に逆行しているのではないか。

特に、①日本の高等教育への支出における私費負担の割合（66%）は、OECD 諸国平均（27%）を大きく上回っている、②日本の国立大学の授業料は過去30年間で大きく上昇し（15倍）、実質的に世界最高水準になっている、③家計の収入の高低により、大学進学率に大きな格差が存する（ある調査では、低収入層の進学率は高収入層の半分に止まる）、④学生への経済的支援は極めて貧弱（例えば給付制奨学金の比重はOECD 諸國中、最低水準）である、といった事実を踏まえた政策が求められる。

運営費交付金を拡充し、授業料・入学料標準額を減額するとともに、国公立を通じ、給付型奨学金を創設するなど、経済的支援の飛躍的充実を図るべきであると考える。また、これらの施策が、少子化対策の一翼を担うものであることも強調しておきたい。

問題点5 地方との対話の軽視

財政審は、「国・地方公共団体の役割分担の観点」を掲げているが、実際には、「国立大学の再編・統合」の推進という結論まずありきであり、国側の財政事情に基づく一方的なメッセージとなっている。国立大学は、いずれも地域の枠を超えた教育研究活動を展開しており、多くの人々がその恩恵に浴している。リージョナルセンターとしての性質を強く有する国立大学についても、当該地域住民だけが受益者ではなく、ナショナルセンターとしての重要な機能を果たしている。もとより教育資源の有効な活用は重要であるが、当該国立大学を地方へ移管すれば済むというような単純な発想をとるとすれば、将来にわ

たつて我が国の国力を衰微させる危険を招来することは必至である。

問題点6 大学システムの日本的特質の軽視

財政審は、国立大学の再編・統合を求めているが、そもそも日本の場合、大学教育における公的セクターの比重が極めて小さいという特質を持っている。国民の進学需要の高まりを、主として公立大学の拡充によって吸収したアメリカとは対照的に、日本は、私学セクターが中心となってこれを受け止めてきた。この間、公的投資は抑制され、国立大学の量的な比重は低下していった。さらに、平成13年には「大学（国立大学）の構造改革の方針」が示され、以来、約3割の国立大学が再編・統合を経験してきている。今日、アメリカの州立大学が600校を超えるのに対し、日本の国立大学は86校に過ぎない（平成13年当時の101校から大幅に削減）。

このような特質や沿革に照らすならば、眼前の人口減少のみを理由に、国の発展の原動力たるべき国立大学の数を過剰であると断じることは適切ではない。財政審が「我が国の成長力・国際競争力を高める」ことを真剣に考えるのであれば、既存の国立大学がそれぞれのミッションに応じて、一層機能を高めていくことができるような条件整備を推進することこそ肝要である。

以上では、主な問題点に絞って財政審建議に対する所見を述べたが、当該建議の公表を契機に、国立大学では多くの資金が余っているかのような報道（「国立大『埋蔵金』3000億円」）がなされている事態は看過できない。これは、各国立大学が、支出を懸命に節減する努力の一方で、大規模プロジェクトなどに計画的に使用するために積み立てた資金などであって、決して財務上の余裕があることを示したものではない（具体的な考え方は別紙2）。こうした誤解が引き起こされることは極めて遺憾であり、国立大学の経営が厳しさを増しているという事実を重ねて強調しておきたい。

国立大学が直面している現状に対する正しい理解に基づき、「骨太2006」に定められた運営費交付金対前年度比1%削減の方針を次年度以降撤廃するとともに、国からの財政支援を出来る限り早期にOECD諸国並みに拡充することを切に要望するものである。

「骨太2009」において、こうした方向性が明示されなかったことは遺憾であるが、国大協としては、国立大学の教育研究活動の振興策が適切に講じられるよう、引き続き各界の理解を訴えてまいりたい。

国大協企画第23号
平成21年 月 日

殿

社団法人 国立大学協会
会長 濱田純一

「安心社会」実現に貢献する国立大学の振興に向けて（要望）

－活力ある人材育成と教育の機会均等－

要望事項

- 1 「骨太方針2006」による国立大学運営費交付金の1%削減の撤廃と拡充
- 2 学生に対する経済的支援の充実（授業料標準額の減額、授業料の減免の拡大、奨学金の拡充など）
- 3 OECD 諸国水準を目指した大学等への公財政支出の拡充

「安心社会」実現に貢献する国立大学の振興に向けて（要望）

－活力ある人材育成と教育の機会均等－

現在我が国は、深刻な「経済危機」に見舞われています。本協会は、我が国が、この未曾有の危機を克服し、国民の不安を払拭して持続的な発展を図るためには、従来から国立大学が果たしてきた、我が国の知の創造拠点としての役割（国際競争力の源としてのナショナルセンター機能と、地域社会・経済を支えるリージョナルセンター機能）を更に強化・充実することが不可欠であると考えております。

しかるに、国立大学の基盤を支える運営費交付金は、「骨太方針2006」により、平成23年度までの5年間にわたって対前年度比1%の削減が続けられる予定となっています。各法人ではそれぞれ懸命の努力により対応しているものの、このままでは、遠からず教育の質を保つことは難しくなり、学問分野を問わず、基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰すだけでなく、地域医療の最後の砦としての機能や一部国立大学の経営が破綻するなど、我が国の高等教育・研究の基盤が根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至ることが危惧されます。

また、経済危機により、大学への進学や修学に向けた学生・保護者の不安は深刻の度を増してきています。国際比較の観点からも、日本の学生に対する経済的支援は極めて貧弱であり、教育の機会均等は大きく脅かされております。

資源の少ない我が国にとって、優れた高等教育を受けた将来を担う人材は、国力の源泉です。OECD 諸国をはじめ諸外国が大学等に重点投資を行い、優秀な人材を惹きつけ、育成しようとしている中で、ひとり我が国だけが投資の削減を続けていては、国際的な競争に打ち勝つことは困難であるのみならず、将来にわたって日本の国力が衰微していく懸念を強く持つところです。現在でも大学等への公財政支出が対GDP比でOECD加盟国中最下位であることは、周知の事実です。このような状態では、国民の望む「安心社会」の実現は期しえません。

つきましては、国立大学の果たしている役割にご理解を頂き、運営費交付金の削減方針を次年度以降撤廃するとともに、国からの財政的支援をできる限り早期にOECD諸国並みに拡充していただきますよう、お願いいたします。

さらに、昨今の経済危機の中で教育の機会均等を確保するため、授業料標準額の減額、授業料の減免の拡大、奨学金の拡充などの必要な措置を早急に講じていただきますよう、お願いいたします。

平成21年6月15日

国立大学協会

国立大学法人等の積立金等について

1. 国立大学法人等の平成19年度末における積立金等は、財務諸表上、3,001億円となっています。
このうち、会計処理上の形式的・観念的利益である「積立金」が1,555億円と過半を占めています。
一方、所定の手続きを経て、一定の事業の用に供することとなる「目的積立金」は1,446億円です。
2. 「積立金」の1,555億円は、国立大学法人会計基準に従って会計処理を行ったために生じる形式的・観念的利益です。実際に法人に現金等が残っているものではありません。
3. 「目的積立金」の1,446億円は、各法人が年度を越えた大規模なプロジェクトなどに計画的に使用するため、人件費の節減などの自己努力により創出した利益で、財務大臣への協議、文部科学大臣による承認等の所定の手続きを経た資金です。
4. このように、積立金があること自体は、国立大学法人の資金に余裕があることを示していません。全体としては、運営費交付金の削減等により、国立大学法人の経営は厳しさを増しています。

○積立金等の内訳

(単位：億円)

| 区 分 | 平成18年度 以前分 | 平成19年度分 | 計 |
|-------------|---------------|---------|-------|
| 積立金等の額 | 2,098 | 903 | 3,001 |
| (内訳) 積立金 | 1,167 | 388 | 1,555 |
| 目的積立金 | 931 | 515 | 1,446 |